

平成21年6月8日

金融庁
監督局総務課金融会社室 御中

在日米国商工会議所
銀行・金融委員会
東京都港区麻布台2-4-5
メソニック39MTビル10階



「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に関する
パブリックコメント

この度公表された監督指針改正案においては、改正貸金業法第3段階・第4段階の施行を踏まえた対応が求められており、指定信用情報機関の利用に関する事項も追加されています。施行予定の内容として、指定信用情報機関の情報を確認して借主の返済能力を判断する義務が含まれています。また、借主の貸金業者からの総借入れ残高が年収の3分の1を超える場合の貸付の禁止も施行予定です。

在日米国商工会議所（ACCJ）は、これらの改正の根本にある、消費者への過剰与信防止の考え方に賛同いたします。ACCJは以前より現代的な信用情報機関システムの導入を目指しており、こうした改正はかかる目標と方向性を同じくするものとして積極的に評価いたします。特に、信用情報へのアクセス改善を継続し、種別に関係なく借主が負っている債務の全容を貸主が把握できるようにしていけば、長期的に見てより正確なリスク管理と信用判断が可能となるものと考えます。

上記のとおり改正の根底にある趣旨には賛同するものの、ACCJとしては以下の点をご検討いただきたく存じます。

まず、貸金業者が貸金業法及びその施行令・施行規則を遵守し、監督指針に示される事項を実行するためには、指定信用情報機関におけるシステム整備、及び指定信用情報機関からの貸金業者に対する適切な指示ならびにシステムサポートが必要不可欠です。また、施行規則や監督指針の改正に対応し、指定信用情報機関がシステム変更を行う場合、それに伴い必要となる貸金業者の対応は時に困難を伴い時間を要する場合があります。

Tokyo

Masonic 39 MT Bldg. 10F
2-4-5 Azabudai
Minato-ku, Tokyo 106-0041
Phone: +81 3 3433 5381
Fax: +81 3 3433 8454

Kansai

Dojima Park Bldg. 5F
1-1-8 Dojimahama
Kita-ku, Osaka 530-0004
Phone: +81 6 6345 9880
Fax: +81 6 6345 9890

Chubu

Marunouchi Fukao Bldg. 5F
2-11-24 Marunouchi
Naka-ku, Nagoya 460-0002
Phone: +81 52 229 1525
Fax: +81 52 222 8272

この点を踏まえ、貸金業者の監督にあたっては、法令遵守のためには指定信用情報機関の迅速かつ適切な対応が必要不可欠であり、法令遵守につき貸金業者側の努力のみでは達成が困難な場合があることを十分理解した上での対応を、ACCJは金融庁（FSA）に対しお願いいたします。施行規則や監督指針において、貸金業者の監督にあたっては指定信用情報機関のシステム整備状況やサポート体制を考慮することに言及すべきです。加えて、サポートが必要な場合につき、FSAから指定信用情報機関に明確な指示を与え（例えば、有効なシステムインターフェースを構築することなど）、改正貸金業法の目的を達成するのに必要な指定信用情報機関と貸金業者の協力体制を推進すべきであると考えます。

次に、以下の点についてもご留意いただくことを要請いたします。年収を基準とした画一的な貸付禁止の導入により、返済能力のある借主への貸付が制限される事態も生じうると考えられるところ、与信判断能力の向上により、こうした事態を発生させずに過剰与信を防止できる可能性があります。特に、こうした信用収縮を防ぎ内需拡大をめざすため、ACCJは改正貸金業法の「見直し規定」に関連し、指定信用情報機関から得た信用情報の分析により借主に返済能力があると確認できる場合には年収を基準とした貸付制限の例外とすることなど、経済回復の見地から見直すべき事項がないか、金融庁にて検討されることを提言します。

事務ガイドライン（13 指定信用情報機関関係）パブリックコメント

この度公表された事務ガイドライン(13 指定信用情報機関関係)においては、システム対応に関する項目が含まれているところ、貸金業者による法令遵守のためには指定信用情報機関におけるシステム整備及び指定信用情報機関からの貸金業者に対する適切な指示・システムサポートが必要不可欠であることから、ACCJは以下の項目の追加をFSAに提案します。

「システム対応及びシステム変更に際しては、貸金業者がこれに適切に対応できるよう、貸金業者に対し必要かつ十分な指示を行い、貸金業者の法令遵守につき支障を来たすことがないようにすること。」